

[平成16年 第4回定例会]-[12月17日-05号]-P.240

13番(吉沢章子)

13番(吉沢章子) 私は事前に通告いたしました4項目について一問一答で質問いたします。順番を変えまして、1番目に、三田1丁目マンション計画について、2番目に市営上布田団地計画について、3番目に、学校施設開放について、4番目に命の尊厳の教育について、それぞれ伺ってまいります。

初めに、三田1丁目マンション計画について、まちづくり局長に伺います。この事案は、斜面地のマンション計画において、確認申請が、民間機関の確認がおりた後に、測量図が2種類存在することが判明いたしまして、確認をされた図書には実際の傾斜より緩い傾斜が等高線として記載をされており、事実と違うことを市も確認したということでございます。事前に何度もやりとりをさせていただきましたが、経緯についてと、及び2点のみ伺います。

このケースは、違反建築以前の違反であると認識をいたします。民間確認機関が確認をしたとしても、指導監督責任は市にあります。市は責任を持って指導を行うべきであると考えますが、見解をお示しください。また、今後、住民の皆さんは審査会にかけたいとの意向がおありのようですけれども、その可能性について伺います。

副議長(佐藤忠) まちづくり局長。

まちづくり局長(木下真) 三田1丁目マンション計画についての御質問でございますが、これまでの経過といたしましては、平成15年10月10日に民間の指定確認検査機関から確認済証の交付を受けましたが、近隣住民から、地盤面が現況と実態で違うという指摘を受け、本年8月に市職員も立ち会い、現地の地盤面の調査をいたしました。調査の結果、計画どおりの工事を行うと違反となるということが判明いたしましたので、計画を変更するための手続を行うよう、建築主に指示をいたしました。

次に、このような場合の対応ですが、違反建築の防止が重要なことであると考えておりますので、建築主に適法な建築物となるように指導を行うことが行政の責務と考えております。なお、建築主は計画の変更確認申請を指定確認検査機関に提出し、確認済みである旨の連絡を受けております。

指定確認検査機関の確認に対する審査請求につきましては、建築基準法により、指定確認検査機関の処分についても審査請求ができることとなっております。以上でございます。

副議長(佐藤忠) 吉沢議員。

13番(吉沢章子) 市長への手紙も3回も出されまして、現在、要望書も提出中とのことであります。現状を訴えてこられた住民の皆さんとしては、しっかりとした審議をしてほしいとの御意向です。別の機会に精査することとなりますので、誠実な対応を強く要望いたしまして、次の質問に移ります。

次に、多摩区市営上布田団地計画について、まちづくり局長、総合企画局長、市長に伺

います。来年1月にモデルハウスがオープンする多摩区上布田の、自然との共生をうたった戸建て住宅　これは名前が変わりまして、グリナリー上布田というんですけれども、そちらの計画の趣旨とスケジュールについて伺います。

また、この計画におけるまちづくりの考え方及び地域住民の方々への配慮、さらに収益の考え方について伺います。

副議長（佐藤忠）　まちづくり局長。

まちづくり局長（木下真）　多摩区市営上布田住宅についての御質問でございますが、まず計画の趣旨でございますが、市営上布田住宅の老朽化に伴う3棟47戸の建てかえ事業とあわせて、接続道路が狭く区画形質の変更ができないなど、共同住宅としての効率的な利用に適さない敷地の一部分を、住宅供給公社と定期借地契約を行い、公社はその敷地に、定期借地権つき戸建て分譲住宅を供給するものでございます。

次に、スケジュールでございますが、住宅供給公社はこの定期借地契約に基づき、第1期分として5区画の工事に既に着手し、来年の2月中旬には分譲募集を行う予定となっております。2期以降の計画につきましては、超高齢社会を見据えた、地域への安心の仕組みづくりとして、住宅供給公社としては、高齢者に対応した住宅施設等の取り込みについても検討したいとの方向性が示されておりますので、今後、住宅供給公社と検討調整を行ってまいりたいと考えております。高齢社会等に対応した住宅施設の供給につきましては、市としても今日的なニーズや社会的意義にかんがみ、柔軟な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、まちづくりの考え方でございますが、環境に配慮し、緑豊かで、地域とのかかわりのあるきれいなまちづくりをコンセプトに掲げ、緑地やプレイロット等を配するなど、緑あふれるメインストリートを形成しつつ、敷地内には樹木及び植栽を施し、緑の量を確保する計画となっております。また、市といたしましては、こうした良好な街並みにつきましては、将来にわたって維持していくことが望ましいことから、建築協定等の締結をしたいと考えております。

次に、周辺住民への配慮の考え方でございますが、地域環境に配慮し、良好な住宅地を形成するとともに、計画を進める際には地域に十分説明するなど、指導してまいりたいと考えております。

次に、収益の考え方でございますが、当該事業で用いました定期借地制度は、土地の底地権を市が所有しておりますので、土地利用についても一定程度誘導することが可能であるとともに、借地期間の終了後は返還されますので、土地を手放すことなく、一定の収入を得ることができる手法でございます。この定期借地により得られる収入を他の市営住宅の建てかえや改善の財源に充てるとともに、環境に配慮した良好な街並みの形成など、施策効果の高いまちづくりが実現できることから、接道条件や敷地形状が悪いなど、土地利用効率の悪い市営住宅敷地活用の効果的な手法の一つと考えております。以上でございます。

副議長（佐藤忠）　吉沢議員。

13番(吉沢章子) この計画は、当初より、環境共生・バリアフリーという明快なコンセプトのもと、地元の建築家がトータルコーディネーターとして携わって実現してきたわけですが、そのシステムと工事発注に際して採用した募集方式について伺います。

副議長(佐藤忠) まちづくり局長。

まちづくり局長(木下真) 住宅供給公社が採用した事業者募集方式についての御質問でございますが、環境や高齢者、障害者など、だれにも優しい良好なまちづくりという計画の趣旨をあらかじめ示し、この趣旨に基づく事業提案を、市内の設計者と施工者で構成する事業者グループから募集し、その中で最も良好な提案を行ったグループと設計を含めた施工契約を結ぶものでございます。上布田住宅につきましても、2グループから応募があり、そのうち1グループと契約を結んだものでございます。

なお、当該事業は工区を分けて行うことから、計画全体を監修するため、総合監修者を別途選任しております。以上でございます。

副議長(佐藤忠) 吉沢議員。

13番(吉沢章子) これらの手法は、これからのまちづくりを考える上で有効な手法であると考えます。現在、市は、公共建築物を建築する際、各局の要望、地域住民の意見を取り入れながらみずから設計をしているわけですが、建物単体としての設計にとどまっています。私は、さきの定例会において、公共建築物の緑化を推進すべきと指摘をさせていただきましたが、例えばそのような総合的な施策を建築物に反映させたり、建物単体にとどまらず、トータルなまちづくりの設計の可能性を考えたときに、民間のコーディネーターを置くことは、施策の広がりの上からも非常に有効であると考えます。しっかりとしたソフトがあって、初めて有益なハードづくりができると確信をいたしますが、まちづくり局として、今後どのような展開が考えられるか、ソフトづくりに関する考え方とあわせて見解を伺います。

副議長(佐藤忠) まちづくり局長。

まちづくり局長(木下真) 地域の建築とまちづくりに関する御質問でございますが、地域におけるまちづくりに当たっては、地域のみずからまちづくりのルールを定めたり、合意形成を図るなどにより、暮らしやすい、きめ細やかなまちづくりを地域主体で進めていくことが重要と考えております。このため、地域の市民と協働し、地区計画や建築協定、景観形成地区への誘導などを積極的に推進し、地域主導のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。この際、民間の建築や住宅、都市計画の専門家などに御協力いただくことが重要であり、コンサルタントやコーディネーターとして、よりよく御活躍いただけるよう検討してまいります。

また、公共施設の設計、施工に当たっては、従前の手法にとらわれず、提案方式を含め、

民間のアイデアを取り入れるなど、事業に最も適した発注方式を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

副議長（佐藤忠） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） 私は、建築やまちづくりができることはとても大きいと思っております。

先日、多摩区のケアマネジャーと語る会の中で、福祉も結局まちづくりにかかわってくる、とのお話がありました。総合的な視野から建物単体を考えることや、建物から街並みが広がることなど、しっかりとしたコンセプトとソフトに基づく限り、いいまちを創造できると確信しております。今後の発展的な施策を見守りたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、関連して、土地活用に関して総合企画局長に伺います。川崎市基本構想に、「市民が実感できる効果的な政策を経営的視点に立って創造する」とうたわれています。上布田住宅の場合、定期借地権つき分譲であり、50年という期間を、使用目的に対し市が担保しながら収益を上げていくという考え方がありますが、市有地等の財産も、売却ありきではなく、経営的視点に立った多角的な見地から活用を考えるべきと考えますが、見解を伺います。

また、市有地の使い方などは、公有地総合調整会議において検討されているということですが、メンバーは庁内の職員であります。市の財産の有効活用という観点からも、民間のアドバイザーを加えるべきと考えますが、あわせて見解を伺います。

副議長（佐藤忠） 総合企画局長。

総合企画局長（北條秀衛） 市有地等の活用についての御質問でございますが、市有地のうち低未利用となった用地につきましては、新たな使用目的による有効活用を図ることを基本としておりますが、具体的な利用計画がない場合には、本市の厳しい財政状況を踏まえて、公有地総合調整会議で審議した上で、新規目的設定や売却などの処分方針を決定してきたところでございます。

今後の低未利用地の処分方針の決定に当たりましては、行政目的の利用を基本としながらも、厳しい財政状況を踏まえるとともに、多様な有効活用も大変重要な視点と認識しておりますので、引き続き、定期借地権の設定やPFIなどのさまざまな方法による民間活力の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、公有地総合調整会議のメンバーについてでございますが、会長及び副会長に副市長、委員として関係局長で構成する庁内の審議機関でございます。審議対象には、低未利用地の具体的な有効活用に関することを初めとして、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の買い取り希望の申し出にかかわる土地の買い取りに関すること、生産緑地法に基づく土地の買い取りの申し出にかかわる土地の買い取りに関することなどでございます。

こうした中で、市有地の具体的な有効活用方策の検討に当たりましては、これまでも適

宜専門家のアドバイスを求めてまいりましたが、多様な土地利用を図ることは大切であると考えておりますので、今後も、必要に応じて専門家のアドバイスを聞きながら、経営的視点に立って、余剰容積の有効活用などを含めた効果的な財産運用を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

副議長（佐藤忠） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） 余剰容積の有効活用についてもお示しをいただきました。土地のみならず、建物の余剰容積に関しても有効活用を図ろうという、意欲的な御答弁と受けとめます。このような取り組みが一つ一つ積み重なってこそ、新たな財源の確保につながると考えます。今後の施策のさらなる展開を強く要望いたします。

そこで市長に伺います。以前より申し上げておりますように、職員の費用対効果の観点に立っても、各局職員からのアイデアを生かす土壌づくりは必然であります。経営的視点に立って財政全般を考えると、財政にかかわる各種会議・協議会等において、学識経験者のみならず、経験豊富な民間の方からも助言をいただくべきと考えます。職員の職域を脅かすのではなく、民間活力とのよりよい協働を生み出すものとして有効であると考えますが、見解を伺います。

また、私は、さきの議会においても、新たな財源確保について指摘をさせていただきましたが、市有地や公共建築物の財産を有効に運用することは、今後、新たな財源確保につながると考えます。他都市においては、マネジメントの観点から、資産活用課や財産運用課があります。本市も今後避けては通れない総合的な資産運用を展開できるセクションが必要不可欠であると考えますが、見解を伺います。

副議長（佐藤忠） 市長。

市長（阿部孝夫） 資産運用などについてのお尋ねでございますけれども、本市では、各種の委員会や検討会などを設置しておりますが、その中の委員として委嘱しております方につきましては、多様な御意見をいただくという観点から、学識経験者だけでなく、さまざまなジャンルからの人選を行っております。民間の御出身で、特に経営的視点をお持ちの方にも、可能な限り参加をお願いしているところでございます。

最近の例といたしましては、川崎市行財政改革委員会でありますとか、川崎市バス事業経営問題検討会などがございますが、いずれも経験豊富な民間の方にも御参加をいただいて、専門的な角度からの忌憚のない御意見をちょうだいしているところでございます。今後につきましても、必要に応じ、こうした方に参加をいただくことなどによって、建設的な御意見を伺ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、経営的視点に立った公有財産の有効活用につきましては、市有地等の貸し付けですとか売り払いなどにより、できる限り活用を図っているところでございますけれども、今後も引き続き積極的な財産の有効活用に努めてまいりたいと思います。そのための新たなセクションの設置ということにつきましては、より効率的、効果的な事業運営、目的達成ができるような体制のあり方について、考えてまいりたいと存じます。以上でございます。

す。

副議長（佐藤忠） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） 重要なことは、経営的視点をもって資産運用ができる組織が必要であるということであります。体制のあり方について、お考えいただけるとのことですので、有効な体制の御検討を強く要望申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、学校施設開放について総合企画局長、教育長、市民局長に伺います。まず、川崎市基本構想における運動施設等の考え方について、総合企画局長に伺います。

副議長（佐藤忠） 総合企画局長。

総合企画局長（北條秀衛） 基本構想における運動施設等の考え方についての御質問でございますが、新たな総合計画におきましては、低成長経済への移行や人口減少、少子高齢化の進行など、大変大きな社会の転換期を迎える中で、今までの、成長を前提とする仕組みや発想を持続型のものへと根本的に見直すことが必要であるという基本的認識に立って、現在、策定作業を進めているところでございます。また、施策の展開に当たりましては、厳しい財政状況の中でも、市民ニーズに的確に対応していくためには、従来のような、何をふやし、何をつくるといった発想を転換し、まずは既存の施設、資産の有効活用を図ることにより、機能面においてさまざまなニーズにこたえていくという、新たな価値観や経営的視点に基づく取り組みが必要であると考えております。

いずれにいたしましても、市民ニーズが多様化する中におきまして、市民の方々がスポーツ・レクリエーションなどに参加する機会を拡充することは大変重要なことであると考えておりますので、施設間のネットワーク化や多機能化を図ることにより、施設利用の利便性向上に努めるとともに、学校など既存の施設を有効に活用することによって、活動の場を確保していくことが必要であると考えております。以上でございます。

副議長（佐藤忠） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） 次に、教育長に伺います。先般、学校施設を利用する団体の代表の方からお話をいただきました。「以前は使うことができた夏休み中の体育館の使用を、わくわくプラザ優先を理由に断られた。話し合いの場に出ることさえ拒否された。仕方がないので、ほかの区で受け入れてくれる学校に電車で通った」ということでございます。このような事案は氷山の一角と考えられますが、教育長の見解を伺います。また、学校施設開放の現状及び今後の対応として、わくわくプラザとの整合性についての見解をあわせて伺います。

さらに、わくわくプラザを所管する市民局長の見解を伺います。わくわくプラザの建物について、現在、市民利用がなされているところもあると仄聞をいたしますが、市民の方からの利用要望もあり、対応がまちまちであると認識するところです。こちらに対しての見解と、今後の展望についても伺います。

副議長（佐藤忠） 教育長。

教育長（河野和子） 学校施設開放の現状とわくわくプラザとの整合性についての御質問でございますが、学校施設開放事業につきましては、各学校ごとに設置されております、学校施設開放運営委員会に運営をお願いしております、平成16年度には校庭150校、体育館161校、プール75校、特別教室67校を開放いたしまして、市民のスポーツ・文化・生涯学習活動の場として、子どもから大人までさまざまな方々に利用していただいているところでございます。

次に、わくわくプラザとの整合性についてでございますが、わくわくプラザの本格実施に伴い、平成14年度まで教育委員会が実施しておりました遊びの広場事業を廃止した経緯がございますので、土曜日の午前中の体育館につきましては、わくわくプラザの優先利用を、学校施設開放要項の中で定めているところでございます。そのほかの時間帯につきましては、学校教育や地域の状況等に配慮しながら、学校施設開放運営委員会での調整により、御利用いただいているところでございます。今後は、学校施設の活用につきましては、御利用の方々が十分協議の上、調整を行うよう、関係者に働きかけてまいります。以上でございます。

副議長（佐藤忠） 市民局長。

市民局長（高阪三男） わくわくプラザについての御質問でございますが、わくわくプラザは、放課後や土曜日、夏休みなどに、小学校施設を活用して児童の遊びや生活の場を確保し、さまざまな文化・スポーツ活動などを行い、異なった年齢層の仲間づくりを支援する事業でございます。

学校施設の利用につきましては、当該小学校の学校施設開放運営委員会において、わくわくプラザの担当者が出席し、利用の日程を調整させていただいているところでございます。特に、夏休みなどの長期休校日は児童が一日学校内で過ごすため、施設の利用に御配慮いただきたいと考えているところでございますが、地域の御理解が得られるよう、それぞれの小学校の学校施設開放運営委員会や教育委員会と協議してまいりたいと考えております。

次に、わくわくプラザ室の市民利用につきましては、施設管理上の問題もあり、開放しておりません。利用希望に対しましては、こども文化センターの御利用をお願いしているところでございます。なお、今後につきましては、市民利用が可能かどうか、学校内への不審者の侵入の問題等課題の整理も含め、学校、教育委員会等関係局と協議をしてまいりたいと存じます。以上でございます。

副議長（佐藤忠） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） 市民局長に申し上げます。まずは、学校の児童生徒と競合しない日曜日の午前中から、わくわくプラザ室の市民利用について御検討いただきますよう、要望

申し上げます。

次に、教育長に伺いますが、現在、学校施設開放促進協議会において、施設開放について協議をされているようですが、今後、わくわくプラザとの整合性を図る全市的なルールづくりが必要と考えます。協議会のあり方を含め、見解を伺います。

副議長（佐藤忠） 教育長。

教育長（河野和子） わくわくプラザとの整合性を図る全市的なルールづくりについての御質問でございますが、教育委員会では、学校施設開放事業の円滑な実施に向けた研究協議を行うことを目的に、利用者団体の代表、小中学校校長会の代表、市民局、教育委員会の行政関係者で構成されております、川崎市学校施設開放促進協議会を設置しているところでございます。わくわくプラザとの整合性につきましては、本協議会において、検討課題の一つとして位置づけて協議を始めたところでございます。

なお、今後は本協議会のあり方を見直し、学校施設を、生涯学習や市民活動の場として有効活用する視点から研究協議を行う組織として改変してまいりますので、その中でルールづくりについても検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

副議長（佐藤忠） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） 協議会組織の改変に言及する大変前向きな答弁と受けとめます。施設管理者である学校長も協議会のメンバーであります。さきに述べた団体代表の方が、体育館を使えなくなったのは教頭先生がかかわったからだとおっしゃっていました。片や快く受け入れる学校もあり、中には学校施設は地域財産だと公言をし、積極的に施設開放に取り組む校長先生もいらっしゃいます。施設管理者の裁量によって、市民に利益、不利益の差があるのは、税の平等性から考えてもおかしな話であります。安全に配慮しなければならないことはよく理解をいたしますが、施設管理者の意識改革を含めた今後の組織改変と全市的なルールづくりを早急に行っていただきますように、これは指摘とさせていただきます。

次に、命の尊厳の教育について、続けて教育長に伺います。ことしは、幼い命にかかわる悲痛な事件が相次ぎました。特に長崎の小学生が殺意を持って同級生を殺してしまったという事件は、まさに言葉を失う事件でありました。裁判所は、少女の心理状態を分析した結果、命に対する感覚が希薄であるという見解を示しました。核家族化が進み、子どもたちが親しい人の死を体験することも少なくなり、また、ゲームなどでの安易な死の疑似体験を日常茶飯事のこととして体験する中、どうしたら命の尊厳や死というものを心に刻むことができるのだろうと、さらに痛切に考えました。その観点から質問をいたします。

私は昨年12月の決算審査特別委員会において、いじめによってお子さんを亡くされた方が代表を務めるNPO法人、ジェントルハートプロジェクトの取り組みについてご紹介をさせていただきました。本市において、小中学校などで講演をしていただいておりますが、その経過と効果について、また、今後の展開について教育長に見解を伺います。



副議長（佐藤忠） 教育長。

教育長（河野和子） 命の尊厳にかかわる御質問でございますが、命の尊厳の講演につきましては、児童生徒を取り巻く社会的状況を考えますと、命の尊厳の教育を推進することは極めて重要な課題であると認識しております。NPO法人ジェントルハートプロジェクトの皆様にお願いした児童生徒を対象とした講演は、4月から11校が実施しておりまして、今後も年度内に2校が講演依頼を予定していると伺っております。また、保護者や教員も講演に参加している学校も数多くあると伺っております。講演に参加した児童生徒等は、お子さんを亡くされた方の悲しみをじかに聞くことによって、命のとうとさについて改めて考える貴重な機会となったのではないかと受けとめております。今後も、このような活動を多くの学校で展開してまいりたいと思っております。以上でございます。

副議長（佐藤忠） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） ありがとうございます。小学生、保護者、先生などのたくさんの感想を読ませていただきましたが、ここでお一人、中学3年生の女子生徒さんの感想を御紹介したいと思います。

「きょう、今このとき、この話を聞くまで、はっきり言ってこんな講演会などやっても意味のあるものなのだろうか、その間、寝てしまおうかと私は思っていました。聞くまでは。ふだん、私は主に男子によって「キモい」という言葉を投げられています。いつも、どこでも、毎日ではないけれども、それなりに傷つき、それでも毎日学校に来て、私としては自分にそれを言われる原因は何も思いつきません。いつでも、だれに対してもごく普通に接しているつもりです。背中にのしかかる罵声、あざ笑うような声、とても冷たく、どんな荷物よりも重たく私にのしかかります。心を傷つけられると人間はうつになるとおっしゃっていられました。何をやるわけでもなく、目も向けられず、ただ心ばかりが痛む。娘さんはきっとこんなもんじゃ済まなかった。そう感じました。痛い感覚もなくなるほどじゃなかったのかな。私には想像することしかできません。でも、この話を聞いて、たくさんの伝え切れないだろう思いを私は感じ取ることができたと思います。きっと言葉にならないくらいのものであったのでしょう。感じ取ることしかできません。たくさんの方が、いろんな人がいていいと思う 私もそう感じています。ただ、この話をきっかけに、たくさんの人たちがいじめに対して深く深く考え、最後にはいじめという行為をなくしてしまえたらどんなにいいことか、そう思いました。きょうはお話を聞けてとてもよかったです。勉強よりも大切なことを聞かせていただけたと思っています。私はきょう、この場で聞いたことを一生心に持ち、忘れずに生きていきたい、そう心から思いました。きょうはありがとうございました」という感想でございます。

体験ほど貴重なものではありません。体験から紡ぎ出される言葉ほど人の心を打つものもまたないと思います。彼女の心に何が残ったのかは知ることはできませんが、彼女が将来もしお母さんになったら、少なくとも子どもを虐待する親にはならないのではないのでしょうか。次世代育成とは、まさに心をはぐくむことそのものなのだと私は思います。NPO

を初め、保護者や地域の人たちを含め、体験者の教育現場へのかかわりをより推進していくべきであり、また、常に子どもたちに接する先生の質を高めることが大変重要であると考えます。そして何よりもまず、心の尊厳、心を育てる教育のプロジェクトをしっかりと位置づけし、実行すべきであると考えますが、それぞれに対する教育長の見解を伺います。

副議長（佐藤忠） 教育長。

教育長（河野和子） 命の尊厳の教育の推進についての御質問でございますが、初めに、体験者の教育現場へのかかわりについてでございますが、本市では、子どもの権利に関する条例に基づき、子どもたち一人一人の大切さや命の尊厳についての指導を、日々の教育活動の中で推進しているところでございます。特に、10月から11月にかけて、市内全校におきまして、川崎市子どもの権利に関する週間を設定する中で、学校によっては、身近な人の死を体験した方等、外部講師を招聘いたしまして貴重な体験談を語っていただくなど、さまざまな取り組み活動を行っている学校も多くございます。今後も一層、これらの活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、教師の質を高める取り組みについてでございますが、総合教育センターでは、教員のライフステージに合わせたさまざまな研修を行っておりますが、その中で、命の尊厳にかかわる講座を設定しております。また、ホスピスの医師や救急救命士のように、人の命にかかわる仕事をされている方を講師にして話を伺うなど、独自に研修を行っている学校もございますので、今後、他の学校に紹介するなど、広げてまいります。

かわさき教育プランでは、命・心の教育の推進を、重点施策の一つである「川崎式で生きる力をつける」の根底に位置づくものとして重視しておりますので、計画実行案の中で具体的に展開できるよう、考えております。命の尊厳の教育は、教育の原点であるところと考えておりますので、児童生徒一人一人が、自分は大切な存在であるという自尊感情を持つと同時に、他の人の命も大切だと考えられるよう、保護者や地域の方々とも連携して、今後も一層推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

副議長（佐藤忠） 吉沢議員。

13番（吉沢章子） 意欲に満ちた御答弁をいただきました。人間は一人一人が全く違う存在です。しかしながら、命においては何の差もありません。それは、人間の遺伝子暗号は人種、民族、老若男女など、すべての差を超えて99.9%同じであると、遺伝子研究の国際的な権威である村上和雄博士が科学的に解明された真実であります。すべての人が違いを個性として認め、尊重し合い、命を慈しみ合えたならば、戦争すらなくなるのではないかと私は思っております。教育は次の世界を創造することができます。子どもは未来そのものだからであります。その責任と自覚を持ってかわさき教育プランを策定し、また、プランの骨としてさらに命の尊厳の教育を実践していただきますよう、教育長、そして市長に心から強く要望を申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。